

小値賀町議会第3回定例会 (第7日目)

1、出席議員 8名

1	番	今	田	光	弘
2	番	松	屋	治	郎
3	番	末	永	一	朗
4	番	土	川	重	佳
5	番	浦		英	明
6	番	横	山	弘	藏
7	番	宮	崎	良	保
8	番	立	石	隆	教

2、欠席議員 なし

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町		長	西		浩	三
副	町	長	谷		良	一
教	育	長	浦	幸	一	郎
総	務	課	中	川	一	也
住	民	課	吉	元	勝	信
福	祉	事	植	村	敏	彦
産	業	振	西	村	久	之
産	業	振	永	井	克	宜
建	設	課	蛭	子	晴	市
診	療	所	近	藤		進
教	育	次	田	川	幸	信
農	業	委	尾	崎	孝	三
員	会	事				
務		務				
局		局				
長		長				

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議	会	事	務	局	長	尾	野	英	昭
議	会	事	務	局	書	岩	坪	百	合

5、議 事 日 程

別紙のとおりである。

## 議 事 日 程

小値賀町議会第3回定例会

平成27年9月16日（水曜日） 午前10時00分 開 議

- 第 1 会議録署名議員指名（ 土川重佳議員 ・ 浦 英明議員 ）
- 第 2 発 議 第 8 号 小値賀町議会会議規則の一部を改正する規則案
- 第 3 発 議 第 9 号 小値賀町議会傍聴規則の一部を改正する規則案
- 第 4 報 告 第 2 号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 5 報 告 第 3 号 小値賀交通株式会社の経営状況の報告に関する件
- 第 6 報 告 第 4 号 一般財団法人小値賀町担い手公社の経営状況の報告に関する件
- 第 7 議 案 第 5 4 号 小値賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第 8 議 案 第 5 5 号 小値賀町特定個人情報保護条例案
- 第 9 議 案 第 5 6 号 小値賀町過疎地域自立促進計画変更について

## 午前 10 時 00 分開議

**議長（立石隆教）** おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

### 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって 4 番・土川重佳議員、5 番・浦 英明議員を指名します。

### 日程第 2、発議第 8 号、小値賀町議会会議規則の一部を改正する規則案を議題とします。

本案については、お手元に配付いたしておりますとおりです。

土川重佳議会運営委員会委員長が趣旨説明を行います。 土川重佳議員  
**議会運営委員会委員長（土川重佳）** 発議第 8 号、小値賀町議会会議規則の一部を改正する規則案の趣旨説明をいたします。

今回の一部改正は、第 2 条の議会における欠席の届出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案して、出産の場合の欠席の届出について、新たに追加規定するものです。近年の男女共同参画の状況に鑑み、地方議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、会議への欠席に関する規定の一部を改正するものです。

なお、附則として、公布の日から施行するとしています。

以上、趣旨説明を終わります。

**議長（立石隆教）** これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第 8 号、小値賀町議会会議規則の一部を改正する規則案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 異議なしと認めます。

したがって、発議第 8 号、小値賀町議会会議規則の一部を改正する規則案は、原案のとおり可決されました。

**日程第 3、発議第 9 号、小値賀町議会傍聴規則の一部を改正する規則案を議題とします。**

本案については、お手元に配付いたしておりますとおりです。

土川重佳議会運営委員会委員長が趣旨説明を行います。 土川重佳議員  
**議会運営委員会委員長(土川重佳)** 発議第 9 号、小値賀町議会傍聴規則の一部を改正する規則案の趣旨説明をいたします。

今回の一部改正は、第 8 条第 1 項第 1 号の傍聴席に持ち込むことを禁止しているものに関し、主に高齢者や身体障がい者が傍聴できる環境を整備するため、使用する「つえ」については認めることとし、条文から削除するものです。

なお、附則として、公布の日から施行するとしています。

以上、趣旨説明を終わります。

**議長(立石隆教)** これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第 9 号、小値賀町議会傍聴規則の一部を改正する規則案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 異議なしと認めます。

したがって、発議第 9 号、小値賀町議会傍聴規則の一部を改正する規則案は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、報告第 2 号、平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告についての説明を求めます。

町 長

町長（西 浩三） おはようございます。

先日の特別委員会は欠席をさせていただきまして、大変失礼をいたしました。

早速、報告第 2 号、平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、ご説明をいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定では、決算について健全化の判断となる指標として、健全化判断比率、資金不足比率を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見書を付して議会に報告し公表しなければならないことになっています。平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を算定した結果は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率、将来負担比率並びに資金不足比率については該当いたしません。実質公債費比率については 9.6%で、前年度と比べ 1.6%下がっております。これは、交付税措置がない庁舎建設時の起債と大型事業の県営畑総事業関連の借入金の償還が終了したことが大きな要因と思われまます。

なお、今後の財政運営につきましても、適切な行財政運営を進め、財政の健全化に努めてまいりたいと思います。

以上で、説明を終わります。

議長（立石隆教） これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告に質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第 2 号、平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

日程第 5、報告第 3 号、小値賀交通株式会社の経営状況の報告に関する件を議題とします。

報告についての説明を求めます。

町 長

町長（西 浩三） 報告第 3 号、小値賀交通株式会社の経営状況の報告に関する件について、ご説明をいたします。

皆様ご承知のとおり、小値賀交通株式会社はバス路線運行の確保を図り、もって地域住民の福祉の向上に資することを目的としまして、平成 4 年 8 月 31 日に第 3 セクターとして設立され、同年 10 月 1 日からバスの運行を開始し、今年

で23年となります。資本金は2,000万円で、そのうちの85%、1,700万円を小値賀町が出資しており、地方自治法第221条第3項の法人に該当いたしますので、同法第243条の3、第2項の規定により、小値賀交通より提出された平成26年度の事業計画書及び決算報告書を添付してご報告するものでございます。

なお、経営状況につきましては、状況分析書1頁に記載のとおりでございます。下のほうに書いてありますように、人口減少と高齢化が進む中で、いかに効率よく交通弱者の足を確保し、住みよいまちづくりに資するか難しい状況でございますが、長崎の教会群とキリスト教関連資産の世界遺産登録が迫り、旅行会社等のツアーの動きもあるので、今後、利用者のニーズをしっかりと把握し、バスのリプレイスや運行ダイヤの検討を引き続き行いながら、小値賀交通が路線バスの運行を維持できるよう、支援を続けてまいりたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

**議長（立石隆教）** これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告に質疑はありますか。

浦 議員

**5番（浦 英明）** ただいま、町長のほうから説明があったとおりですね、この1頁のバスのリプレイス、運行ダイヤの検討を引き続き行うということでありませうけども、大体、これはいつ頃ぐらいに予定しているのか。またそして、その金額等もまだ決まっていないんでしょうけど、アバウトで大体、どのくらいというのが分かればお知らせをお願いします。

**議長（立石隆教）** 町 長

**町長（西 浩三）** 会社のほうで決まってるわけではないんですけども、今、運行を始めた時からのバスが1台残っておりまして、かなり故障がひどくなっております。そういうことで買い換えたいということで、今、準備をしておりますけども、補助金を探している段階でございます。費用については大体おおまかで2,000万程度の事業費になるということでございます。

**議長（立石隆教）** 浦 議員

**5番（浦 英明）** このバスの大きさといいますか、今はコンパクト型のやつ1台と大型1台がありますけども、どちらを予定しているのか。また、バリアフリー化みたいなことも考えておられるのか、お尋ねします。

**議長（立石隆教）** 町 長

**町長（西 浩三）** これは決算報告でございませうけども、まだ補助事業の名目でバスの大きさも変わってきそうなんです。先ほど言われたバリアフリー、これも全部バリアフリーにするか、一部バリアフリーにするかということで、車の大きさも変わってきます。それと、観光で使うという、今のちかまる号ですか、あれでは人数が少ないということもありますし、それからまた観光の

面ではですね、やっぱり前を向いて、何十人いるかっていうことは、それぞれ考え方がるもんですから、中型になるのか大型になるのか、そこら辺は分からないんですけれども、今のところですね、観光用と路線用と別々に購入するのは車庫の問題もありましてかなり難しいんで、観光のほうで入れるにしても路線バス用のバスとして入れるにしても、大きさ等についても補助金が決まらんもんですから、ちょっとはつきりしたことは申し上げることはできません。

議長（立石隆教） 浦 議員

5番（浦 英明） 運営状況については分かりましたけども、全般的なことについてお尋ねしますけども、前はですね、次年度の事業計画書及び予算計画書、こういったものが付いてたんですけども、これは担い手公社にも言えることですが、今回からこれが付いてないということになっておりますけども、この件についてお尋ねします。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） この件はですね、議会に報告する要件が施行令あたりで決まっております。そういうことで、これは決算ですから、事業計画書と決算書を提出すればいいということになっております。

議長（立石隆教） 浦 議員

5番（浦 英明） 確認のためにお尋ねしますけども、今までそういった収支予算書及び次年度の事業計画書を出していたのは、極端に言ったら好意で出していたということになるわけですか。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） そういうことです。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第3号、小値賀交通株式会社の経営状況の報告に関する件を終わります。

日程第6、報告第4号、一般財団法人小値賀町担い手公社の経営状況の報告に関する件を議題とします。

報告についての説明を求めます。

町 長

町長（西 浩三） 報告第4号、一般財団法人小値賀町担い手公社の経営状況の報告に関する件について、ご説明をいたします。

一般財団法人小値賀町担い手公社は、地域の特性と資源を生かした産業の振興を図るため、次世代を担う担い手の育成及び生産基盤の充実を推進し、産業

の総合的な発展に寄与することを目的に、平成 13 年に財団法人として設立されましたが、その後法律の改正に伴いまして、平成 25 年 4 月 1 日をもって財団法人から一般財団法人に移行しております。公益事業と収益事業の双方を事業展開する法人でございます。運営は評議員 4 名、理事 5 名、監事 2 名で行っており、職員は町からの派遣職員、指導員、委託職員、委託作業員、地域おこし協力隊、緊急雇用創出契約作業員、農業研修生を含め 24 名で、この報告にかかる当該年度平成 26 年度における事業計画及び決算の内容につきましては、評議員会、理事会、監事会、それぞれの議決承認を得て、一般財団法人小値賀町担い手公社の経営の状況報告書が提出をされております。

なお、経営状況につきましては、状況分析書 2 頁から 3 頁に記載のとおりでございます。担い手公社の役割も平成 26 年度から、新たな業務として農地の有効利用や農業経営の効率化を進めるため、また、農業担い手の農地の集積・集約を推進するため、農地の中間的受け皿を役割としまして、農地中間管理機構業務、これの委託を受けるなど、事業の増加で年々多様化し、それに伴い事業内容も複雑になっております。

国が地方創生に力を注ぐ「まち・ひと・しごと」作りの重要性がますます増加しており、担い手公社にもその一役を担ってもらうべく、一層、町当局及び町内の関係団体との連携を深め、これからの小値賀町の I ターン者や U ターン者への支援業務にも協力をお願いしたいと考えているところでございます。

公社の資本金は 2,500 万円で、そのうち 80%の 2,000 万円を小値賀町が、残り 20%の 500 万円をながさき西海農業協同組合が出資しており、地方自治法第 221 条第 3 項の法人に該当いたしますので、同法第 243 条の 3、第 2 項の規定により、平成 26 年度の事業計画書及び決算報告書を添付して、報告するものでございます。

説明を終わります。

**議長（立石隆教）** これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告に質疑はありますか。

宮崎議員

**7 番（宮崎良保）** 収支決算書の中で 9 頁の補助金収入について、お伺いしたいと思います。この中に町の補助金が 2,958 万 8,000 円予算があつて、決算額が 2,726 万 5,438 円、町が補助、運営補助として補助金を交付しております。

しかしながら一般財団法人として、小値賀町からの枠内の外に出したということは、運営補助金として出すのが本当に妥当なのか、その辺の認識を課長にお伺いしたいと思います。

**議長（立石隆教）** 産業振興課長

**産業振興課長（西村久之）** お答えします。

この今の担い手公社につきましては、平成 25 年の 11 月 30 日を期限として、

公益財団法人が一般財団法人へ移行するように法人制度の改革があつておりますので、ここで担い手公社が一般財団法人、非営利型というのを選択しております。なぜこれを選択したかといいますと、すいませんね、回答が遠回りになりますけども、なぜ選択したかという、以前の公益法人の担い手公社では公益事業の割合を50%以上というふうな縛りがあつたんですけども、この一般財団法人の非営利型になりますと、その割合が、収益事業のほうは公益事業が50%じゃなくても、50対50じゃなくても、50対100とか200とかつていうふうに収益事業のほうを大きく展開することができるようになっております。それで、税法的にはですね、公益事業につきましては、非課税というようなことで、税の優遇措置もありますので、これを選択したわけですけども、今、議員質問の運営費補助については、この公益部門の中の指導者とか、管理する人の人件費、それと研修生の賃金と、法人会計に関する事務あたりの経費にしか運営費補助金を出しておりませんので、これは適正に認められておりますので、それは適正だと考えております。

**議長（立石隆教）** 宮崎議員

**7番（宮崎良保）** ただいまの答弁によりますと、公益部門については適正だと考えているということで認識をしておりますけども、これは一般財団法人になる時に公益部門としてですね、小値賀町から約6,000万程度の資産を無償譲渡しとるわけですよ。それを11年、10年かな、で使い切らなさいという条件があるわけです。それを使い切らんうちに、またこういった運営補助が、本当に公益部門として妥当なのか疑問を持ちますので、その辺の認識をお伺いしたいと思います。

**議長（立石隆教）** 産業振興課長

**産業振興課長（西村久之）** お答えします。

この譲渡された財産につきましては、出資金2,500万を除けば全部固定資産でございますので、町補助は、この財産を譲り受けたために、県を通じて国に報告する義務があります。公益目的支出計画実施報告書というのを毎年、提出させていただいておりますので、それによつてですね、もし赤字が発生すれば、その財産を崩したような形で町補助は減額になっていきますけども、今、10年と言われましたけども、これは一応、15年ということで提出はしておりますけども、これが変わる場合はまた計画変更ということで、国のほうに提出するようになっておりますので、それは適正に処理されていると考えております。

**議長（立石隆教）** 宮崎議員

**7番（宮崎良保）** 適正、適正と言つてはわけですけど、どうしても納得がいかないわけですよ。やはり、公益部門と一般部門とあつて、一般財団にしたのであれば、やはり自前は自前で運営をしていくのが一番最高の状態であろうと

思います。しかしながら、まだまだ 2,700 万、かなりの金額を補助してということ、どうしてもいまいち納得できないわけでございます。しかし、担い手公社については、私たちの基幹産業である部門の担い手を作るという、大きな崇高な理想のもとに設立したわけですので、これは絶対に潰すわけにはいかないと、私は思っておりますので、今後、こうした問題が出るおそれがあるとなれば、将来的には一般公益法人のほうに移行するのが妥当ではないかと思うんですけども、その辺の考えはどうでしょうか。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 公益認定を受けてということだと思いますけども、これはまあ、いろいろ、先ほども言いましたけど、複雑な事業が入ってきております。従来、小値賀町で役場で処理する仕事もお願いをしているという状況もあります。それで、このマンパワー不足を解消できれば、本来のように町がやれば、担い手公社は公益部門はいらないことになるかと思っておりますけども、そうもいかないということですね。これが逆に、民間でやれることは民間でという考えがございますので、公益法人にする必要も今のところはないんじゃないかなという考えで、理事会等はそういう方向で動いているところでございます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 横山 議員

6 番（横山弘藏） 収支決算書をよくよく眺めてみるとですね、当初予算と、それからその後の補正予算ですね、この差が結構、金額が大幅に補正されているところが多く見られますけども、この最初の当初予算の立て方というのは、このように何百万も違ってくるといのは、何か公社としての特殊性があるんですかね。その辺の説明をお願いします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） お答えします。

公社の予算も小値賀町一般会計の予算も、あまり変わらないと言ったら語弊がありますけども、当初にこれだけ要るだろうということで、予算を決めるわけですね。今度の増減の場合はですね、例えば、リースハウスを建設するわけですね。今度の新しい新規就農者にリースハウスとかを建築するわけですけども、その入札減とかそういうふうなことが一番大きな要因なので、今度の場合、先ほど宮崎議員さんが 2,700 万と言いましたけども、運営費補助金は 1,700 万の間違いで、その後の 900 万は、今さっき言いましたリースハウスの建設事業関係の分なので、ちょっと誤解のないようにしますけども、そういうふうに入札があつたり、事業費が増減がありますので、100 万、200 万、300 万、まあ語弊がありますけども、数字が動くのは、ある程度仕方がないのかなと、私としては感じております。

議長（立石隆教） 横山 議員

**6番（横山弘藏）** 例えです、委託金収入の（エ）です、保全松林健全化整備委託金。これは当初 770 万出てますね。それで補正でいきなり 550 万下がってるんですよ。何でこういうふうに 500 万も補正で減額になるんですかね。

**議長（立石隆教）** 産業振興課長

**産業振興課長（西村久之）** お答えします。

この衛生伐につきましては、その分の事業をやっていないと。実現できなかったということでございます。

**議長（立石隆教）** 町 長

**町長（西 浩三）** これは町の事業ですよ、本来は。だから町も補正予算で落としてるんですよ、事業ができなかったから。そうすると、担い手に頼むわけにもいかんし、担い手が自分でやれるわけでもないもんですから、結局は町の事業費が変わったんで、委託をしなくなったんで、担い手公社の委託料が減ってるということになったんで、お分かりいただけますかね、説明は。

**議長（立石隆教）** 横山 議員

**6番（横山弘藏）** それからですね、今度、支出の部分でもそうですけども、最初ですよ、俸給給与、当初予算が 450 万、そして決算額が 700 万。こういうふうに、私はこの決算書を見てですね、最初の予算と決算額が大幅に何百万と違って来るのが、まあ今、町長の説明にもありましたように、いろんな原因で出てくるんですけども、こういう給料なんかもそういった面に変動してくるんですかね。町の予算と関連して。

**議長（立石隆教）** 産業振興課長

**産業振興課長（西村久之）** お答えします。

これはですね、公益部門と収益部門とありますけども、例えば当初、収益部門で予定した人件費あたりが、例えば公益部門の管理もするようになりましたので、その分の人件費が動いたということで、変化は、両方足せば同じなんですけども、どちらかに移行する場合があるということで、増減があると思っております。

**議長（立石隆教）** 横山 議員

**6番（横山弘藏）** はい、分かりました。あとでまたゆっくり説明を伺いたいと思いますけども。それから支出の部分の、担い手育成確保事業の中の 29、外注費 4,816 万 6,000 円、決算が 4,010 万ですかね、これの備考欄の説明が消防保守点検ほかですけども、ほかに外注の、この 4,000 万という金額は結構大きいので、ほかに主な外注費はどのようなものがあるか、ご説明をお願いします。

**議長（立石隆教）** 産業振興課長

**産業振興課長（西村久之）** 失礼しました。これはですね、私も細かい備考欄まで注視して見てなかったんですけども、この外注費はリースハウスの建設費

でございますので、この保守点検とか委託費っていうのは、その記載間違いで  
ございます。失礼しました。

**議長（立石隆教）** 横山議員

**6番（横山弘藏）** なかなか、議員の目が細部に届かない外部団体でありますの  
で、西村課長は監査もしてるんじゃないですかね？そういった意味において、  
もう少し、議会において、この一般財団法人の経理内容がもう少し分かるよう  
に、この備考欄をですね、こんなのをパッと議員が見て、これは何だろうかっ  
て、やっぱり思うんですよね。今見た、そのハウスの建築にかかった費用とか  
いうのであれば、やっぱりその主な金額のところを備考欄に記してもらってで  
すよ、もっと分かりやすい決算書を作るように望みたいと思いますが、どうで  
すかね、その辺。

**議長（立石隆教）** 産業振興課長

**産業振興課長（西村久之）** 分かりました。重々気をつけてですね、点検をし  
てから行いたいと思います。失礼しました。

**議長（立石隆教）** 横山議員

**6番（横山弘藏）** 事業収入が決算額で約 3,200 万ぐらい上がっておりますね。  
それで、ピーナッツとかいろんな加工販売をしてると思うんですけども、原材  
料費が、当初 634 万円ですね。そしてずーっときて、この備考欄に落花生の原  
料代とか入っておりますけども、現在、小値賀町においてですね、ピーナッツの  
栽培農家、委託栽培というのかどうか分からないですけど、小値賀町でピーナ  
ッツの原料を栽培している農家の戸数はどのくらいですか。

**議長（立石隆教）** 産業振興課長

**産業振興課長（西村久之）** 栽培の面積につきましては、7 頁に詳細を書いてお  
りますけども、農家数をちょっと書いてないですね。農家数はあとでお返事し  
たいと思います。

**議長（立石隆教）** 横山議員

**6番（横山弘藏）** 私もはっきり何軒か分かりませんが、大体 10 軒前後だ  
と思うんですけども、聞くところによると、このピーナッツ栽培の引き取り価  
格、担い手公社が栽培農家から引き取る価格が、まあそのピーナッツの質によ  
ってある程度上下すると思いますけども、栽培する人にとっては最初の、たぶ  
ん条件を教えてもらって、その条件に沿って作ってると思うんですけども、栽  
培する農家がですね、最初の引き取り価格と違って低くなったりとかするそう  
ですけども、そういったところの、ちゃんとした基準作りというかですね、た  
ぶんピーナッツをよく乾してないと水分が多く含まれていると安くなるとかで  
すね、いろんな条件はあると聞いておりますが、その辺のしっかりした指導は  
しているのかどうかですね、説明をお願いします。

**議長（立石隆教）** 産業振興課長

**産業振興課長（西村久之）** 先ほど答弁を保留しておりましたけども、農家数は11名でございます。その引き取る時の品質の管理とか指導とかを行っているかという質問ですけども、これはちゃんとさせていただいております。

**議長（立石隆教）** 横山議員

**6番（横山弘藏）** 私が聞いたところでは、ある農家の方が、条件が最初と実際引き取ってもらう時にはだいぶ変わって、少しやる気を失くしたという話も聞いておりますので、町としてもその辺、農家の方がやる気をなくさないように、しっかり指導をして欲しいと思います。それから、法人関係でもちょっと見ておかしいと思うんですけども、例えば31番目の租税公課ですね、当初予算が82万3,000円、そして補正はなされずに、結局、決算額は47万7,600円。34万5,400円の差が出ております。こういった租税公課とかですね、法人税とか、何か見積もりが甘いような気がするんですけども、その辺、町としてはどのように見ているか、説明をお願いします。

**議長（立石隆教）** 産業振興課長

**産業振興課長（西村久之）** 言い訳で申し訳ないですけど、実質的にこちらのほうで税を計算してるわけではないんですけども、その辺の税のですね、算定とか、その辺のところは、担い手公社とも協議をしまして、正確を期すというか、ちゃんと見積もりとかをやっているかというのを確認して報告してまいりたいと考えております。

**議長（立石隆教）** 横山議員

**6番（横山弘藏）** 小値賀町は、この担い手公社に並ぶような事業者がほかにありません。小値賀町は一般財団法人として十分、その公益機能をですね、この一般財団法人担い手公社でやっているということは認識しておりますが、例えば小値賀町以外の都市部では、こういった財団法人は、多分、補助金を出すときには入札をしたりするわけですね。例えば、この事業に対してどここの事業はいくらで受けますと。まあ小値賀の場合はその競争相手がいないので、一般財団法人担い手公社で、そこに丸々、補助金と委託料が流れておりますけども、そういった意味において、小値賀町が深く関わるこの担い手公社の会計報告は、非常に、私が見てもですね、あまりにも金額の差が激しいなという感じがするんですね。どこの決算書でもですね、当初予算と決算額が何百万、何十万と大きく差があるのは、なかなか珍しいなと思って見ております。そういった小値賀町と担い手公社の関係が、とてもよその団体と違って密な関係にあります。そして、最初の設立目的の、担い手を育成する後継者対策に対する事業よりも、そういった収益が上がるかもしれない事業が段々増えております。それから、この中の事業収益の中に、例えば、民間の草刈りも受けようと。そう

いった民間の仕事が増えております。そういった複雑な事業内容になっていきますので、例えば、こういう収支決算を作る会計主任とか会計を担当する人材です、どういった方が入っているのか。また、こういうのはですね、こう複雑になると外部の税理士に見てもらおうとか、やってもらおうとか、いろいろあると思うんですけど、その辺、今後、改善する余地はありますか。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 先ほどもちょっと説明しましたけども、我々のスタンスはですね、民間でできることは民間でというのが大原則であります。だから、委託料についても競争相手がいればということで、例えばですね、今の松の伐採を委託してますよね。これも入札でやった経験もあります。ところが、地元の業者入れたんですけども、やっぱりどうしても、県の基準と合わないということで、担い手公社のほうにお願いをしておりますけども。収益のほうに力を入れているのは事実なんですけども、それによって補助金が特別そこにいくということじゃなくて、先ほどから説明しますように、うちの補助金自体は公益性のあるものにだけ出してるつもりでございますので、その点、ちょっと誤解のないようにお願いしたいと思います。

それから、会計の監査につきましても、税理士さんの審査も受けておりますし、また県の監査等もございます。そういうことで、まあ、ただ経理自体の事務員につきましても、なかなか育ちづらいところがあるかなと思っておりますけども、これも経験を積んでいけば、ちゃんとした経理ができるのではないかなと思っております。あとは課長のほうから補足をしてもらいます。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） 補足といたしますか、補足するところはないんですけども、ちゃんと税理士さんの検査も受けておりますし、県の検査も受けております。この予算を作っているのは誰かといたしますと、事務局長が一応、予算とか決算とかを作る、それに事務職員を 1 人雇っているということで、やらしていただいておりますので、適正に処理されていると思っております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 今 田 議 員

1 番（今田光弘） 僕たちというか議員は、この報告書を見て判断しなければならぬんですが、当然、この中に出てくる数字は、一部、文言の間違ひはあるかもしれないんですが、この数字は絶対に正しいということで判断するんですが、7 頁の落花生生産拡大プロジェクト事業で、落花生の栽培が 550ha となっておりますが、この辺の 550ha、250ha、300ha、この数字は間違いありませんね？

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） 謝ってばかりで申し訳ないですけど、これは 5.5ha、2.5ha、3ha の間違いでございます。失礼します。

議長（立石隆教） 今 田 議 員

1 番（今田光弘） はい。よく分かりました。ただ、やはりこの辺もできれば内部でチェックしていただいて、正しい数字を報告書にあげていただきたいなと思います。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） 十分注意しまして、今後、このようなことがないように注意したいと思います。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第 4 号、一般財団法人小値賀町担い手公社の経営状況の報告に関する件を終わります。

日程第 7、議案第 54 号、小値賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 議案第 54 号、小値賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について、ご説明をいたします。

今回の一部改正は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行されることに伴い、本年 10 月からの個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードの申請が始まり、来年の 1 月から交付されることとなっております。このことによりまして、個人番号通知カードと個人番号カードの再交付関係の手数料が新たに発生することになりますので、本案を提案しております。

改正内容といたしましては、新旧対照表のとおり、通知カードの再発行手数料規定 1 件で 500 円の追加と、従来の住民基本台帳カードの手数料の規定を、個人カード再交付手数料の 1 件 800 円という規定に改めるものでございます。

附則としまして、施行日を公布の日とし、個人番号カードの再交付にかかる規定につきましては、来年 1 月 1 日の施行としております。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 54 号、小値賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第 54 号、小値賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

#### **日程第 8、議案第 55 号、小値賀町特定個人情報保護条例案を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

**町長(西 浩三)** 議案第 55 号、小値賀町特定個人情報保護条例案の提案理由をご説明いたします。

平成 27 年 10 月 5 日から、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、これが施行されます。社会保障税番号制度、いわゆるマイナンバー制度が動き出します。ご承知のようにマスコミ等で、日本年金機構の個人情報の漏洩等もありまして、年金情報等の接続をとりあえず保留し、まず税の分野からの導入が始まることとなります。個人番号が振付けられることで、各種窓口での手続きの簡素化が図れるメリットはあるものの、個人情報流出するのではという懸念もあります。個人情報の漏洩に関しましては、各自治体にきちんとした対策を求められており、まず個人情報保護条例の制定が義務付けられましたので、当町でも既に制定済みでございます。しかしながら、導入の目的が個人番号を活用して行政手続きの合理化を図る観点もあり、従来の個人情報保護条例とは別に、今回、番号を有する特定個人情報にかかる保護条例として新たに整備するほうが整備がしやすく、また皆さんも分かりやすいということで、新たに特定をした条例を設け、本案をご提案するものでございます。

この制度を、そのほかまだ制度設計をしながらの運用ということで、今後 1、2 年は追加のシステム整備や関連条例の制定が予測されるころのようでございます。条文の内容につきましては、担当より説明をさせますので、よろしく

ご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

**議長（立石隆教）** 総務課長

**総務課長（中川一也）** それでは補足説明をしたいと思います。

第1章、総則で、第1条は、条例の目的でございます。第2条は、定義でございますが、ここでマイナンバーを有する情報を特定個人情報と定義していますが、その他用語については、法律の関連付けをしています。

第2章は、第3条から第10条まで特定個人情報の取扱い上の制限や安全確保、従事者の義務などを規定しております。

第3章は、1節で第11条から第22条までは、特定個人情報の開示に関する条項であり、開示要求があった場合の諸手続き、費用負担等を規定しております。第2節は、第23条から29条まで、開示された特定個人情報にかかる訂正請求に関する条項であり、訂正のための諸手続き等を規定しております。3節は、第30条から35条まで、特定個人情報の利用の停止に関する条項で、利用停止請求にかかる手続き等を規定しております。4節は、不服申立てに関する規定で、行政不服審査法に基づく行政事務手続きに対する不服申立ての手続きに関する規定でございます。これにつきましては、現在、不服審査法の抜本改正の動きがあり、間もなく改正法が施行されれば、またこの部分については文言等の整理が必要になります。

第4章は、39条から42条まで、適用除外に関する規定や行政の適切な対応、苦情処理、委任等を規定しております。

附則で、施行日を国の法律の施行の日に合わせております。

以上で、補足説明を終わります。

**議長（立石隆教）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

横山議員

**6番（横山弘藏）** これは今、国会でもかなりいろいろと審議されておりますけれども、これからまだまだこの条例も内容が変わっていくものと思います。一応、聞いてみたいのは、第30条のAですね、「実施機関により適法に取得されたものでないとき。」、それからイの「利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき。」、こういうのはどういうときを想定しているのか、説明をお願いします。

**議長（立石隆教）** 総務課長

**総務課長（中川一也）** 実施機関というのは地方自治体を指すと思いますけれども、通常、特定個人情報を活用していろいろな住民サービスを行うわけでございますけれども、そういう場合に関連のところから情報のやり取りがございます。それは今度、そういうふうな自治体とか国とかを結ぶネットワークがございま

すので、そういうところでお互いの自治体同士の情報のやり取りとか、そういったことを活用して住民サービスの合理化というか省力化を図るわけですが、そういう時に、必要でないような人の情報を集めることが故意にできる可能性があります。虚偽の書類を作って申請すれば、職員がそういうことをやれば、そういう可能性もあるわけでございますので、そういったことに対して、そういったものについてはもう利用停止を請求できると、当然ながらできると考えます。また、いろんな、いわゆる利用目的とは関係なしにですね、故意に個人情報保有しようとする実施機関がすることに対して、そういうことをできないようにするための条文でございます。

**議長（立石隆教）** ほかにありませんか。 **浦 議員**

**5番（浦 英明）** 第2条に定義を定めておりますけども、3号のほうに特定個人情報と、それから4号に保有特定個人情報というふうにありますけども、この条例を見てみますと、これはモデル条例と言いますかね、見てみましたら、これは何て言いますかね、初期型とか何とか書いておりましたけども、これによりますと3号の特定個人情報がありますんで、4号の保有特定個人情報は、これは要らないんじゃないかと思ったんですけども、その法の解釈をお尋ねします。

**議長（立石隆教）** 総務課長

**総務課長（中川一也）** 雛形とかを参考にして作っているわけなんですけども、特定個人情報というのは、先ほども提案理由の説明でもございましたが、マイナンバーを持った個人情報が個人情報で、保有特定個人情報というのは、そういったものを扱う実施機関、自治体が持っている、そういうふうに内部に持っているものを保有特定個人情報というふうに位置づけております。一般的に、いわゆる特定個人情報と、それが実際に媒体として役場が所有するというものを4号で謳っているというところでございます。

**議長（立石隆教）** 浦 議員

**5番（浦 英明）** 個人情報保護条例につきましては、これはうちのほうでまず、何年か忘れただけで制定して、その後改定をしておるわけですね。だからその改定をしてる段階において、そうしたところは、こういったところは設けなくてもいいんではなかろうかという解釈があっておりましたけども、まあそれに限らず付け足してもいいということもありましたんですけども、まあそれはそれで結構です。それと、横山議員が質問したのに関しまして、課長が一応、答えておりましたけども、いろいろな情報が満載してるわけですね。こういった情報を開示する場合に、これを自分が情報として職員が共有、共有って言い方はおかしいですけども、それを一応、把握しますんで、そういった情報を外に漏らすことはできないんですけども、この条例に関しましては、そうい

った罰則規定とか何とかは設けなくてもいいんですか。

**議長（立石隆教）** 総務課長

**総務課長（中川一也）** 先ほどの提案理由でも町長から説明いたしましたけれども、これから関連条例ということで、役場の事務において扱える範囲とか、どことどこの間で情報をやり取りしていいとか、そういう内部規程をまた別の条例として制定するようになっております。今回はあくまでも個人と自治体との関係の条例でございまして、当然、この特定個人情報とはこれから業務でいっぱい使っていきますし、民間ともやり取りをするような状況になってきます。そういったところの具体的な取り扱いの条例は、また改めて作るというふうになっております。

**議長（立石隆教）** ほかにありませんか。 宮崎議員

**7番（宮崎良保）** 第11条の開示のことでお聞きしたいと思いますけども、ここに「実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有特定個人情報の開示を請求することができる。」と書いてあります。開示の方法としては施行規則の第3条ですね、開示する場合は、住所または居場所と同一の氏名及び住所または居場所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳等ありますけども、2項のほうに、当該開示請求する者が本人であることを確認するため「実施機関が適当と認める書類」とここに書かれておりますけども、これはどういったことを想定しているのか、伺いたいと思います。

**議長（立石隆教）** 総務課長

**総務課長（中川一也）** お答えいたします。

この第11条の1項は、本人に限り開示請求をすることができるという条文中でございまして、本人であることを窓口で担当者が確認することができなければ決して開示することはできないということになります。例えば、ご高齢の方で写真付きの身分証明書を持ってらっしゃらない方で、しかし本人であることが明らかに分かるようなケースの場合に、そういったものが何らかの形の書類で提出できれば、その場合はできると規定しているものでございます。

**議長（立石隆教）** 宮崎議員

**7番（宮崎良保）** その何らかの形で確認するための書類があればということですが、その何らかの形の書類とは一体、何を想定しているのか、伺いたいと思います。

**議長（立石隆教）** 総務課長

**総務課長（中川一也）** 私も住民課の窓口の業務をしたことがないものですが、具体的なイメージは湧かないんですけども、いろいろなところで、例えば施設に入っておったりとか、介護保険のいろんなものとか、役所と本人の間でやり取りするいろんな書類があろうかと思っております。そういった書類の中で本人

しか持ち得ないものであったりとか、そういうものが複数あって、しかも顔も分かっているような人であれば、そういったことに対して運用できると。そうした人たちが門前払いにしないで対応ができるような格好にしなければいけないということで、その他の書類という格好で謳っているものと解釈しております。

**議長（立石隆教）** 現状でも本人の確認をするために、免許証を提出しろとかあっていう状況があります。住民課ではそれがない場合、そうした関連書類を出してくれっていうことが、現状としてあってると思いますが、その事例を挙げてもらえますか。今の質疑に対して、関連するところで。

**議長（立石隆教）** 住 民 課 長

**住民課長（吉元勝信）** お答えいたします。

確かに、基本的には写真付きの本人確認できるような証明を提示するように求めています。具体的に言えば免許証とかいった公的機関が発行したものを求めています。やはり高齢者になるとそういうものを持たない方もおられます。例えば戸籍の請求等々については、本人に、例えば戸籍に記載されてるお父さんの名前とか子どもの名前、あるいはそういったその方が知り得るような情報を聞いて、「この方は、間違いない」と、そういうような認証を行ってから、戸籍とかいうものは交付するようにしております。

**議長（立石隆教）** ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** しばらく休憩します。

（執行部、一時退席）

（別室にて、自由討議）

— 休 憩 午 前 11 時 02 分 —  
— 再 開 午 前 11 時 46 分 —

（執行部、再度入室）

**議長（立石隆教）** 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 55 号、小値賀町特定個人情報保護条例案を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第 55 号、小値賀町特定個人情報保護条例案は、原案のとおり可決されました。

**日程第 9、議案第 56 号、小値賀町過疎地域自立促進計画変更についてを議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

**町長（西 浩三）** 議案第 56 号、小値賀町過疎地域自立促進計画変更について、提案の理由をご説明いたします。

過疎計画の変更につきましては、過疎地域の自立促進特別措置法第 6 条第 7 項の準用規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

変更内容としましては、農業分野でミニトマト集荷場の整備、観光関係では野崎の観光客受入施設等の整備、それから環境関係ではし尿収集車の更新で、平成 27 年度、28 年度の過疎債事業としてするために追加するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いをいたします。

**議長（立石隆教）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。 浦 議員

**5 番（浦 英明）** 2 頁の変更後の現況と問題点のところ、「観光施設のバリアフリー対応等改善が緊急な課題である。」と書かれておりますけども、例えば、今後予定しているビジターセンターあたりについて、そういうバリアフリー対応を考えているのか、お尋ねします。

**議長（立石隆教）** 総務課長

**総務課長（中川一也）** お答えいたします。

はまゆうにつきましても、一部バリアフリー対応ということを考えて船を造る予定にしておりますし、野崎島についても多様な観光客の層というのが今後、考えられますので、完全なバリアフリーではなくてもバリアフリーに配慮した施設にするべきであろうと考えております。

**議長（立石隆教）** 浦 議員

**5 番（浦 英明）** その野崎の施設というのは、先ほど私が言いましたビジター

センター以外にまだほかにも何か考えているのか、お尋ねします。

**議長（立石隆教）** 総務課長

**総務課長（中川一也）** ここではちょっと書いておりませんが、教育のほうでは神官屋敷の改修等も考えておりますので、そういったものの改修においても、若干、そういった心遣いが必要になるかと思えます。

**議長（立石隆教）** ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 56 号、小値賀町過疎地域自立促進計画変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第 56 号、小値賀町過疎地域自立促進計画変更については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

明日の 9 月 17 日は、定刻の午前 10 時から開議します。

本日は、これにて散会します。

ご苦労様でした。

— 午 前 11 時 50 分 散 会 —